

## 会員規約新旧対比表

2007年11月13日

	該当条文	新	旧
1	会員規約本文 第1章〔一般条項〕第9条(費用等の負担)第2項	会員は、カード利用代金の約定支払いを遅延したこと……	会員は、ショッピング利用代金の約定支払いを遅延したこと……
2	〃	……送付1回につき200円(消費税を含みます)を別に支払うものとします	……送付1回につき315円(うち税15円)を別に支払うものとします
3	〃	第1章〔一般条項〕第13条(遅延損害金)第1項	各々年14.6%(1年を365日とします。以下同じ)の遅延損害金を付加して支払うものとします。
4	〃	第1章〔一般条項〕第15条(カードの紛失・盗難等)第3項(4)	会員の生年月日・電話番号の個人情報が記載された本人特定資料の保管・管理において会員の責に帰するべき事由がある場合で、第三者による不正使用の結果、暗証番号が一致している等、個人情報の漏洩と不正使用との間に因果関係がある場合。
5	〃	第1章〔一般条項〕第18条(脱会・カードの利用停止等とカードの返還)第2項	会員が次のいずれかに該当する場合には、甲及び乙は、会員に通知することなくカードの使用を停止または会員の資格を取消すことができ…… …… (5)その他甲及び乙が会員として不適当と判断した場合。 (6)法令に基づく場合。
6	〃	第2章〔ショッピング条項〕第5条(リボルビング払いの支払い方法)第1項	定める支払い金額(以下「支払い基準額」といいます。)か、会員があらかじめ1万円以上千円単位で指定する支払い金額(以下「支払い指定金額」といいます。)のいずれか高い額を当月の支払額として支払うものとします。
7	〃	第2章〔ショッピング条項〕第7条(早期完済等の期日前返済の場合の特約)	〈全文追加します〉 1. 会員は、甲または乙に予め通知したうえで、繰り上げ一括返済による早期完済ができるものとします。 2. 会員は、甲及び乙が会員から約定支払日前に約定支払い金額相当額の支払いを受けた場合、会員が期日前であっても約定支払い金額相当額を、甲および乙に受領させるべく自らの意思で支払ったものとして甲および乙が処理し受領することを承諾するものとします。
8	〃	第3章〔キャッシングサービス条項〕第3条(収入証明等)	〈全文追加します〉 乙は、会員に対し、そのキャッシングサービス利用状況により、乙が必要と認めた場合には、会員の支払能力調査の為に、直近の源泉徴収表、支払調書、給与支払明細書、確定申告、青色申告決算書(収支内訳書)、納税通知書等、(課税証明書、年金証書、年金通知書)のいずれかの提出を求めること又は、収入の聞き取り調査等ができるものとし、会員はこれに応じるものとします。
9	〃	※ご注意	〈全文追加します〉 貸金業法規制法17条1項の規定により交付する書面(第3条前段の書面)に記載の返済期間、返済期日、返済金額は、当該書面交付後に行われる貸付、その他の事由により変動する場合があります。
10	〃	{問い合わせ窓口・相談窓口} 携帯専用電話番号	東京都墨田区菊川3丁目17番2号 (03)4330-1660
11	「エコ」会員規約	第4条第1項条文の一部を第4項として記載	(第4条第4項)エコ会員を退会した方にはコスモ・ザ・カード(ハウス)会員として、エコカードに替えてコスモ・ザ・カード(ハウス)を貸与します。
12	個人情報同意条項	{問い合わせ窓口・相談窓口} 携帯専用電話番号	東京都墨田区菊川3丁目17番2号 (03)4330-1660
13	ETC利用規定	第4条第1項	〈当該文書を削除します〉 なお、支払いは1回払いのみとします。